公　告

諸　事　項

工場財団

長野県安曇野市三郷温3788番地**日本電熱株式会社**の工場財団に長野県安曇野市三郷温3788番地１日本電熱株式会社三郷工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成28年４月11日

長野地方法務局松本支局

東京都千代田区大手町二丁目２番１号**ＪＮＣ株式会社**の工場財団に岡山県倉敷市児島塩生字新浜2767番地９ＪＮＣ株式会社水島工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年４月11日

岡山地方法務局倉敷支局

山口県岩国市由宇町南沖二丁目１番１号**東邦工業株式会社**の工場財団に山口県岩国市由宇町南沖7790番地７東邦工業株式会社の工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成28年４月11日

山口地方法務局岩国支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成28年３月30日から１週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成28年４月11日

さいたま地方法務局長　竹中　　章

記

氏名　山田　恒昭
所属する司法書士会　埼玉司法書士会
登録番号　埼玉第834号
事務所の所在地　埼玉県加須市花崎２丁目20番地13
違反行為　本人確認及び登記申請意思確認義務違反等

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成28年３月29日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成28年４月11日

大阪法務局長　森木田邦裕

記

氏名　樋口　孝平
所属する司法書士会　大阪司法書士会
登録番号　大阪第3938号
事務所の所在地　大阪市北区大淀中一丁目１番30―901号
違反行為　会則違反

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成28年３月25日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成28年４月11日

神戸地方法務局長　森元　利宏

記

氏名　池田　篤信
所属する司法書士会　兵庫県司法書士会
登録番号　兵庫第979号
事務所の所在地　神戸市中央区琴ノ緒町４丁目２番１―401号
違反行為　会則違反等

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成28年３月30日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成28年４月11日

前橋地方法務局長　鈴木　宣彦

記

氏名　潮田　雅弘
所属する土地家屋調査士会　群馬土地家屋調査士会
登録番号　群馬第920号
事務所の所在地　群馬県太田市新野町1308番地８
違反行為　業務外行為等

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成28年４月８日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成28年４月11日　　財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	メビウス・オプション・リッチプラス・10	ＦＫ　20本ハードパック	日本	440円
紙巻たばこ	メビウス・オプション・リッチプラス・６	ＦＫ　20本ハードパック	日本	440円
紙巻たばこ	メビウス・オプション・リッチプラス・ワン・100’ｓ	ＦＳＫ　20本ハードパック	日本	440円

鉱業法第142条の規定による公告

経済産業省公告第17号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消通知を送達することができないので、鉱業法第142条の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所又は町役場に下記のとおり通知の内容を掲示した。

(1)　登録番号　徳島県採掘権登録第151号
　　鉱業権者　徳島県阿南市下大野町大平223番地
　　株式会社阿南石灰礦山
(2)　登録番号　徳島県採掘権登録第218号
　　鉱業権者　徳島県那賀郡木沢村大字小泉36番地
　　徳島ドロマイト鉱業株式会社
(3)　登録番号　愛媛県採掘権登録第228号
　　鉱業権者　愛媛県松山市山越町536番地
　　大西　　弘

記

(1)　処分の内容　鉱業法第55条の規定による鉱業権の取消し
(2)　処分の日　平成28年３月14日

平成28年４月11日　　四国経済産業局長

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年４月11日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年３月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社彩電社　阿部　　亮　埼玉県さいたま市見沼区東宮下306―１　国土交通大臣許可（般―24）第22193号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年１月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年４月11日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年３月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＳＭＣテック株式会社　藤田　　学　千葉県流山市駒木593　国土交通大臣許可（般・特―24）第22232号